

NEXCO中日本開発株式会社

ツアーバス等の立寄りに関する取扱約款(イ)

〔 2016年9月8日
NCND第28097号 〕

改正 2016年11月21日NCND第28131号(イ)

(要件)

第1条 NEXCO中日本開発株式会社(以下「会社」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすツアーバス等(乗車定員が20名以上の乗用車をいう。以下同じ。)の立寄りについて、当該ツアーの主催者に対して協賛金を支払う。(イ)

- 一 午前10時から午後6時までの時間帯に、ツアー一行がテラスゲート土岐に20分以上滞在すること。
 - 二 ツアーバス等1台あたり20名以上の旅客が乗車していること。(イ)
 - 三 ツアーバス等の立寄りについて、所定の様式により、当該ツアーの主催者から立寄りの7日前までに会社へ通知(以下「事前通知」という。)があること。(イ)
 - 四 ツアーバス等の立寄りに際して当該ツアーバス等の運行者から会社に到着の通知があり、会社が、旅客の乗降、行程表、乗客名簿又は配席表その他の方法により旅客数及び滞在時間の実績を確認したものであること。(イ)
 - 五 旅客の乗降位置、バスの待機位置及び待機時間その他滞在中の事項について、会社の指示に従ったものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、ツアーの主催者、ツアーバス等の運行者又は旅客が反社会的勢力に属する者であるとき、ツアーの内容及び立寄りの目的が公序良俗に反するものであるときその他会社が不適切と認める場合には、協賛金を支払わない。(イ)

(協賛金の支払)

第2条 協賛金の額は、会社が前条の要件を満たすものとして認定したツアーバス等1台につき1,000円とする。(イ)

- 2 前項の規定にかかわらず、前条の要件を満たし、かつ、ツアーバス等1台につき30名以上が乗車しているもの又はテラスゲート土岐に30分以上滞在するものについては、協賛金の額をツアーバス等1台あたり2,000円まで増額することができる。(イ)
- 3 前2項に規定する場合のほか、会社が特に指定するツアーについては、別途協賛金を支給することができる。(イ)
- 4 会社は、事前通知のうち最終のツアーバス等の立寄りに対する認否を決定した日の属する月の翌月末日までに、事前通知の際に指定のあった金融機関の口座へ協賛金を振り込む。(イ)

(台数の制限)

第3条 混雑による混乱を避けるため、この約款に基づくツアーバス等への協賛金の支払は、主催者の同異にかかわらず、同一時間帯の立寄りについてバス2台分を上限とする。(イ)

- 2 同一時間帯に3台以上のバスの立寄りがあるときは、事前通知の到達が早い順に協賛金の支払対象

とするツアーバス等を決定する。(イ)

(約款の改廃)

第4条 会社は、この約款を任意に変更し又は廃止することができる。

2 前項に規定する約款の変更又は廃止以前に事前通知が行われたツアーバス等については、なお従前の例によって取り扱う。(イ)

付 則

この約款は、2016年10月1日から施行する。

附 則 (イ)

この通達は、2016年11月21日から施行する。